

「指定居宅サービス」重要事項説明書

～通所介護～

総合事業（現行型サービス）

当事業所は介護保険の指定を受けています。
通所介護（栃木県指定 第0972600209号）

当事業所はご契約者に対して通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護・要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. 苦情の受付について
6. 事故発生時の対応について

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 薫陶会
 (2) 法人所在地 栃木県塩谷郡高根沢町花岡2158-10
 (3) 電話番号 028-676-3366
 (4) 代表者氏名 理事長 菅又正剛
 (5) 設立年月 昭和53年3月3日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年2月15日指定 栃木県0972600209号
 ※当事業所は特別養護老人ホーム 高根沢のぞみ苑に併設されています。
 (2) 事業所の目的 要支援2状態の高齢者に対し、適正な介護サービスを提供する
 (3) 事業所の名称 老人デイサービスセンター のぞみ
 (4) 事業所の所在地 栃木県塩谷郡高根沢町花岡2158-10
 (5) 電話番号 028-676-3366
 (6) 事業所長(管理者)氏名 施設長 國井 智明
 (7) 当事業所の運営方針 「個性の尊重、自立した生活に向けての支援」を基本に
 基本的人権を踏まえた、ゆとりある個別処遇の実践を行う
 (8) 開設(サービス開始)年月 平成28年4月1日
 (9) 通常の事業の実施地域 高根沢町
 (10) 営業日及び営業時間

	総合事業(現行相当サービス)
営業日	月～土(祝日含む) (日曜日、12月31日～1月3日休み)
受付時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	月～土 9時～17時

- (11) 利用定員 20人
 (12) 設備等の概要 通所介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の設備をご用意しています。
 設備の状況

居室・設備の種類	室数	備 考
食 堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、歩行訓練用階段
浴 室	2室	一般浴・機械浴、特殊浴槽

※上記は、厚生省が定める基準により、指定通所介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。
 この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	通所介護 予防通所介護	
	常勤換算	指定基準
1. 事業所長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員	6名	4名
3. 生活相談員	2名	1名
4. 看護職員	2名	1名
5. 機能訓練指導員	1名(兼務)	1名(兼務)

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。(例)週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	総 合 事 業 （ 現 行 相 当 サ ー ビ ス ）
1. 生活相談員	勤務時間：8：30～17：30
2. 介護職員	勤務時間：8：30～17：30
3. 看護職員	勤務時間：8：30～17：30 ☆原則として1名以上の看護職員が勤務します。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

○総合事業（現行相当サービス）

また、それぞれのサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

〈サービスの概要〉

① 食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）12：00～13：00

②入 浴 ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排 泄 ・ご契約者の排泄の介助を行います。

④機能訓練 ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

〈サービス利用料金（1回あたり）〉（契約書第7条参照）

別紙料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払い下さい。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

②食事の提供

ご契約者に提供する食事に係る費用として、1回あたり650円となります。

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。複写物1枚につき10円となります。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

内 容	通 所 介 護	
諸 費 用	リハビリパンツ	1枚 120円
	尿取りパット	1枚 30円
	紙おむつ	1枚 110円
	歯ブラシ	1本 150円
	歯磨き粉	1本 150円
	ボックスティッシュ	1箱 100円

⑥送迎の提供

送迎時間

お迎え時間 8時30分～10時00分頃にお迎えに伺います。

お帰り時間 14時30分～17時00分頃にご希望の時間に合わせてご自宅に到着いたします。

☆道路状況等により、送迎時間が前後する場合がございます。予めご理解の上、何卒ご了承下さい。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第7条参照)

ア 現金による支払い
イ 下記指定口座への振り込み
① 栃木銀行 宝積寺支店 (054) 普通預金 2847161
口座名義 社会福祉法人 薫陶会 特別養護老人ホーム 高根沢のぞみ苑 理事長 菅又正剛
② 塩野谷農業協同組合 高根沢支店 (012) 0032172
口座名義 社会福祉法人 薫陶会 特別養護老人ホーム 高根沢のぞみ苑 理事長 菅又正剛
ウ 金融機関口座からの自動引き落とし (栃木銀行、足利銀行、烏山信用金庫)
※引落手数料は契約者負担となります。

料金・費用は、サービス利用後、毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、20日までにお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第8条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

5. 苦情の受付について (契約書第22条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口や第三者委員で受け付けます。

☆苦情受付後は苦情対応委員会 (管理者、苦情受付担当者、主任寮母、第三者委員等で構成) で苦情内容の確認・分析・対応を検討し、利用者に文書にて報告いたします。

○ 苦情受付窓口 (担当者)

[生活相談員] 鷹野 和明 ・ 菊地順子

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

○ 第三者委員

鈴木 源 男 028-676-1153

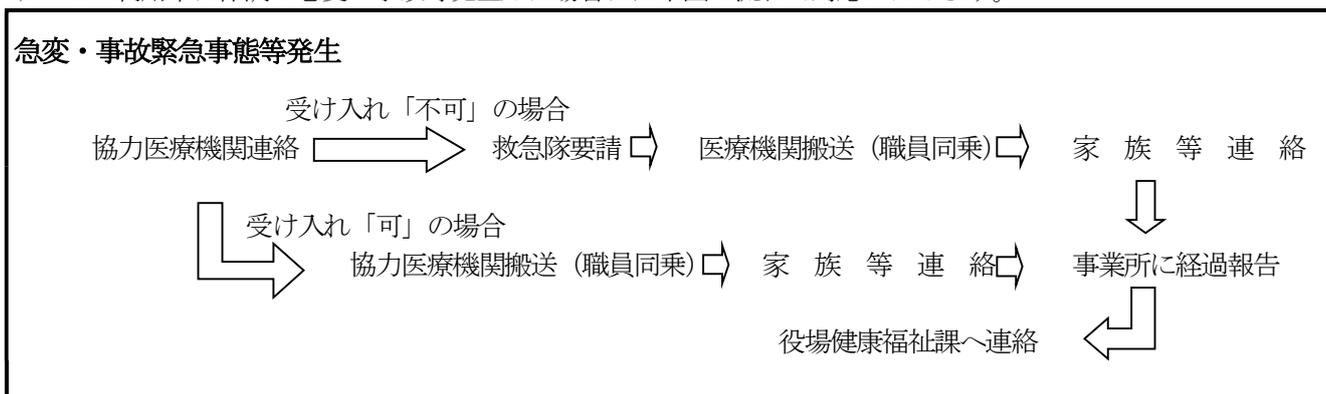
また、苦情受付ボックスを事務室前に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

高根沢町役場健康福祉課	所在地 高根沢町石末2053 電話番号・FAX 028-675-8105・8988 受付時間 月～金 8:30～17:30
国民健康保険団体連合会	所在地 宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル6階 電話番号・FAX 028-622-7242・7281 受付時間 月～金 9:00から16:00
栃木県社会福祉協議会	所在地 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ3階 電話番号・FAX 028-622-0524・5298 受付時間 月～金 8:30～17:30

6. 事故等発生時の対応について

サービス利用中に体調の急変・事故等発生した場合には下図の流れで対応いたします。



7. 福祉サービス第三者評価事業について

第三者評価実施状況 実施無し (令和元年12月現在)

令和 年 月 日

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。
また、契約書第11条にある利用者の個人情報の使用に同意します。

利用者 住所
氏名 印

立会人 住所
氏名 印

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階
- (2) 建物の延べ床面積 2,706㎡
- (3) 併設事業 当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[指定介護老人福祉施設]	平成12年4月1日指定	栃木県0972600142号	定員50名
[短期入所生活介護]	平成12年1月31日指定	栃木県0972600142号	定員10名
[居宅介護支援事業]	平成12年1月31日指定	栃木県0972600191号	
[指定地域密着型介護老人福祉施設]	平成27年4月1日指定	栃木県0972600142号	定員29名
- (4) 施設の周辺環境
高根沢のぞみ苑は、高根沢町のほぼ中央に位置し、周囲には田園が広がる風光明媚な地域にあり、どの居室も日当たりがよく、施設内も広々としてゆったりと過ごすことができます。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

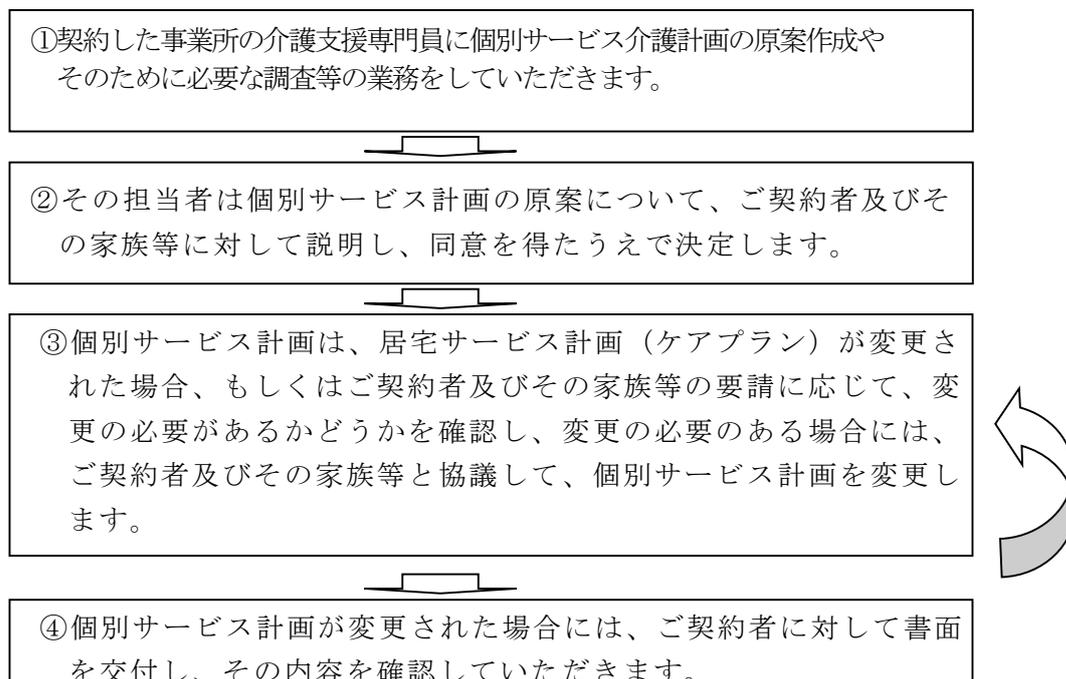
生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等もを行います。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

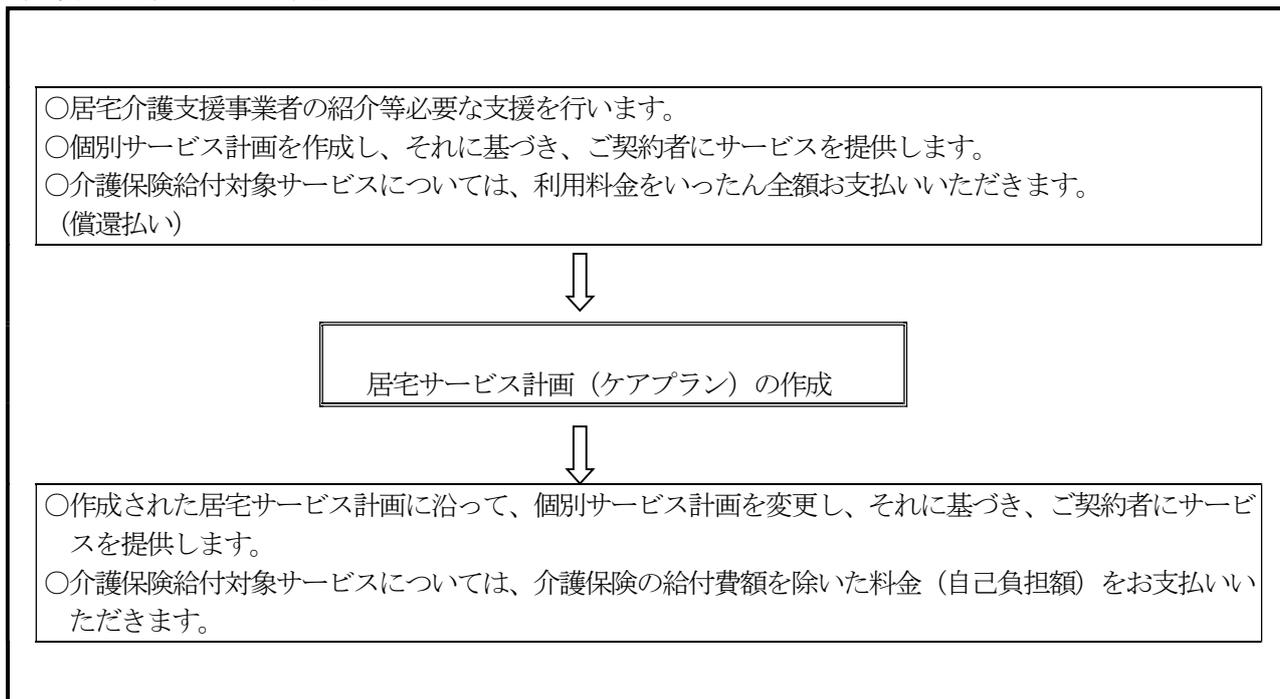
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

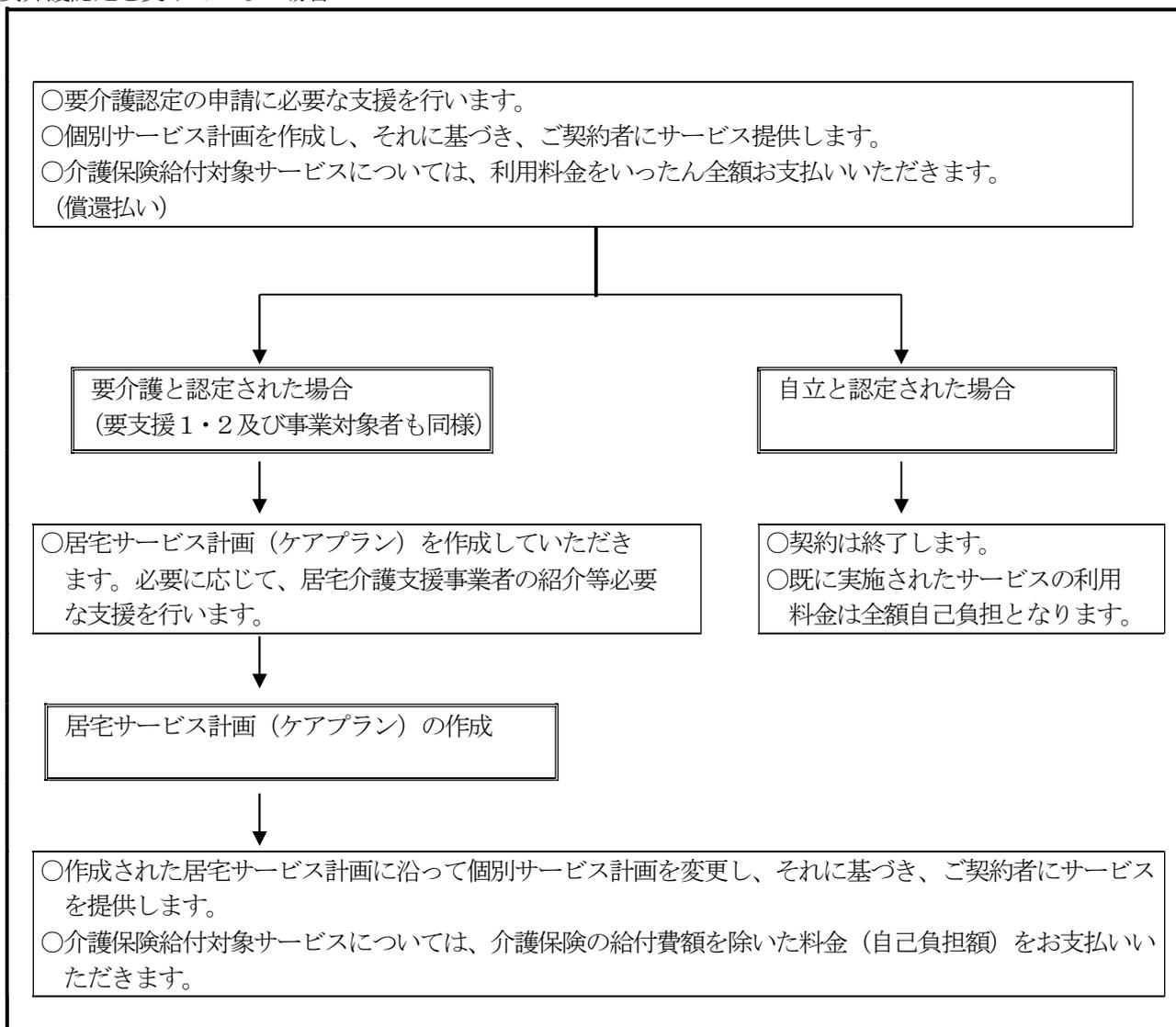


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第10条、第11条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合、または契約者に関わる他の居宅介護支援事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、医療機関、居宅介護支援事業者等にご契約者または、ご契約者の家族等の個人情報や心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

- ・ 日常生活を営む上で必要と認められるもの。
- ・ その他施設長が認めたもの。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

- 1、医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

協力医療機関

医療機関の名称	菅 又 病 院
所 在 地	栃木県塩谷郡高根沢町花岡2351
診 療 科	

- 2、サービス利用中の急な体調不良や怪我において、病院受診が必要と判断した場合は、ご家族様に確認の上、上記協力医療機関を受診することがあります。また、介護上やむを得ない怪我や利用中の急な発熱などの場合、ご家族様の費用負担となりますので予めご了承願います。

6. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立または要支援1、或いは要介護と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約はできません）
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の一部が解約又は解除された場合（契約書第20条参照）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助（契約書第16条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. 虐待防止・身体拘束廃止のための措置に関する事項

(1) 虐待防止

研修を通じて職員の人権意識の向上、相談できる体制・機会をつくります。

(2) 身体拘束

入居者に対し身体拘束その他入居者の行動を制限する行為は行いません。ただし、入居者等の生命又は身体に危険がある場合は緊急等やむを得ない場合は、次のとおり対応します。

- ・緊急やむを得ない場合に該当する場合には、身体拘束廃止委員会で検討します。
- ・緊急やむを得ないと判断した場合には、家族等へその内容・目的・拘束の期間等詳細に説明し同意を得た上で行います。
- ・拘束期間は、入居者の日々の心身の状態等を観察し、記録します。
- ・その要件に該当しなくなった場合は、速やかに身体拘束廃止委員会で検討し身体拘束を廃止します。

虐待防止・身体拘束廃止のための措置に関する責任者 : 施設長 国井 智明